

令和5年11月 富士宮市教育委員会定例会 議事録

1 日時 令和5年11月20日（月） 午後1時30分～午後2時25分

2 場所 市議会第2委員会室

3 出席者 教育長、教育委員及び説明のための事務局職員

4 日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

第3 議第26号 富士宮市立富士宮第一中学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の変更について

第4 議第27号 公の施設の指定管理者の指定について

第5 議第28号 公の施設の指定管理者の指定の変更について

第6 議第29号 令和5年度11月補正予算について

第7 議第30号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

第8 協議事項 令和4年度実施事業に係る富士宮市教育委員会の自己点検・評価について

5 会議内容

第1 会議録署名委員の指名について

第2 教育長報告

(令和6年度アクションプラン)

はじめに、令和6年度のアクションプランについてです。令和5年度のアクションプランをお配りしましたので、教育委員の皆様から企画等がありましたら学校教育課にお知らせしていただければと思います。令和5年度は、ICT教育の推進やいじめ不登校対策の強化、コミュニティ・スクールの推進などを盛り込みました。

次に、年頭の私の挨拶ですが、伴走者としての先生の立ち位置についてお知らせします。伴走者について研修会で話をしましたら、その研修会では通じませんでした。なぜかという、ピアノを伴奏する伴奏者と理解した人と、マラソンで一緒に走る伴走者ということで理解した人がいて、途中で話がかみ合わないことが分かったということがありました。富士宮市としては、先生の立ち位置として、指導者ではなくて伴走者という考え方を取り入れていくことをお知らせしたいと思えます。

それから、ICT教育の推進についてですが、今年度デジタルとリアルということで研究を進めています。紙の教科書とデジタル教科書、その2つをどのように組み合わせて教育を充実していくかということについて研究しているのは、今のところ静岡県では富士宮市だけだと聞いています。来年度、まとめたものを市内だけではなく市外にも発信をして、確かな成果につなげられるようにしたいと思っています。

(富士山への手紙・絵コンクールの受賞者)

次に、富士山への手紙・絵コンクールの受賞者が決まりましたので資料のとおりお知らせします。富士山への手紙を審査する中で、手紙の出だしが、ザクロの実を道で拾って、電柱のところに置いたときに、おばあちゃんからザクロの実がなるのに 3 年かかると教えてもらった内容のものがああり、調べてみようということになりました。その後、調べましたら、ほぼ 6 か月でザクロは花から実になることがわかりました。それでは、おばあちゃんはなぜ 3 年と言ったかということ、結局、桃栗三年柿八年で、苗から実がなるのは 3 年かかるよと言いたかったことがわかりました。ただ、手紙には、花から 3 年と書いてありましたので、文中に表現されたものを酌み取るのはなかなか難しいと思いました。その後、実際に花から実がなるのに 3 年かかる植物があるか調べました。その結果、ドングリのマテバシイは 2 年かけて実がなり、イタリアの松は 3 年かけて実がなるということで、ザクロでなければ正しいということもわかりました。子供たちらしい手紙を非常に楽しく読ませていただきました。

(新型コロナウイルスとインフルエンザの感染状況)

次に、新型コロナウイルスとインフルエンザの感染状況です。11 月 17 日現在で、コロナの陽性者数が 5 人、インフルエンザの陽性者数が 174 人で、この傾向は現在も続いています。学級閉鎖になる学校も数校あり、明日、訪問へ行く学校は 80 人程度がインフルエンザの可能性があるということで、リモートで対応をする形になりました。できるだけ学校に負担をかけないよう、進めていきたいと考えています。

○教育委員報告

令和 5 年 11 月 9 日に第 62 回市町教育委員会研修会が富士市のホテルグランド富士で開催され、80 名を超える参加をいただきました。

研修第 1 部については、県外からの講演者を招いて発表をしていただきました。毎年、本県出身の先人に学ぶというテーマで講師を探してお願いしているということで、今年は、磐田市出身の土木技師、青山士の軌跡についてお話をいただきました。清水講師というパナマ運河と青山士の功績を中心に研究されている民間の研究家の方に来ていただきました。国土交通省の荒川河川事務所がボランティア活動として研究発表をされている方で、80 歳を超える長い歴史を持った方でありました。青山士というと私たちはほとんど知らない人が多いと思います。青山士は、子供の頃、磐田市で生まれ育ち、それからその後、東大へ行くために当時の学校制度の中で、塾や中学校に行ったりした後、東大土木工学部を出て、パナマ運河へ行ってパナマの開削に唯一日本人として参画をした方です。また、東京都が、70 年以上洪水がないというのは荒川放水路を造ったからと言われてますが、私たちが知っている荒川は約 22 キロの水路ですが、実はあれは人間が掘った放水路なのです。その放水路を造るのにパナマ運河を開削した技術を使って、日本で初めて様々な工法を用いて施工し、そのときの監督、所長を務めて、土木技術をいかんなく発揮したということです。その後、大河津の分水路という、信濃川が新潟県の新潟平野のほうに入る手前で、日本海に弥彦山の南側を放水路で上げているのです。明治の後半なのですが、新潟が米どころで有名になり、なおかつ酒造りで有名となる、その穀倉地帯はこの大河津の分水路ができたからなし得た結果だと言われてます。つまり、それまでは氾濫常習地域で、船に乗らないと田植ができないような沼地でした。それを放水路で水をコントロールすることによって、洪水や湿地を耕地に適した地帯に変えたということで、そういう意味では穀倉地帯である新潟の基礎を築いたということで、これも青山士が現

場の所長を設計や施工、監督の全てをおやりになったそうです。

パナマ運河に記念館があり、そこには青山士のコーナーがあって、パナマと日本とのかけ橋ということで評価が高いそうです。それから、東京都でも子供たちに荒川放水路の施工された現実を子供に教えて、毎年現場見学を実施し、勉強をしているということです。それから、新潟の大河津の分水路においても同様に、学校でそのような取組をし、教科書の副読本にはそういったことを説明しているという評価をされております。

一方、静岡県では、先ほど言いましたように私たちも青山士を知らないという方が多いのが実態です。地元の磐田市においてもそういう傾向が強くて、講演の後、磐田市の教育委員の発言で、子供が小学生のときに総合学習で青山士を調べたことをきっかけとなって知ったとのことでした。それから副読本に記載があるということで、改めて今回の講演を聞いて青山士の業績について理解をすることができたという話をされておりました。また、ぜひ子供たちに広めていきたいという発言もしていただきました。研修会のアンケートでは、磐田市の教育委員の発言によって青山士と地元の関係が理解できたという回答がありました。総じて言うと、今まで知らなかった青山士を知ることができて大変よかったというアンケート内容でした。

第2部については、行政説明として県教委の健康体育課の佐藤参事に来ていただき、特に部活動の地域連携、地域移行について説明をいただきました。現在皆さんが取り組んでいて、悩んでいる問題について県教委の説明があり、これも大変充実した時間でした。その中で、川根本町の方から、市町の実情に応じて今後も支援や助言をお願いしたいとか、高校入試や高校の部活動改革、つまり小中だけではなく高校についてもどういった展開になっていくのかという質問がありました。県教委としては、高校の部分についても同様に今後も協議していきたいということでした。

また、県教委が中心になって掛川市で実際に地域部活動に対する研究実践を行ったという報告が出ています。その中で課題として残っているのは、掛川市では、水泳部について近隣2校の協力を得て地域移行にトライアルしましたが、結局3割の家庭が費用負担を理由に参加を継続できないということになったということでした。これは極めて具体的な内容であり、それから今取り組んでいる上でも非常に重要な要素を提示していると思われました。そのことについて、もっと具体的に早く皆さんに知らせてほしいということをお申し上げました。

それから、全国調査で地域クラブ活動登録数について、都道府県ごとに令和5年度の集計をしましたが、全国1位が静岡県でした。291団体が地域クラブ活動としての登録をしているとのことでした。これについて、私たちとしても、検討委員会を立ち上げてこれからどうしていくかという段階で、まだまだ暗中模索のような状態にもかかわらず、静岡県が突出して進んでいるようなデータがありました。これについて、どんな評価をしているのかということで質問をさせていただきました。それから、もう一点、これは参事の発言ですが、市町の教育委員会に部活動の地域移行について、検討委員会を立ち上げてほしいといったところ、ほとんどの市町が検討委員会を立ち上げていただき、大変驚いたということでした。しかしながら、その中で議論していることは、一つは人材の不足、それから予算をどうするのか、この2つの問題でほとんどの検討委員会はそこから先に進めなくなっているのだらうと思います。富士宮市もそうですが、県教委には、先ほどの掛川市の話も含めて、具体的な研究を踏まえて積極的で丁寧な指導をしていただかないと、検討委員会はつくりましたが、その先に進んでいけないような状況になっているということで、地域の特色を生かした地域クラブ活動というと、言葉で言うのは簡単なのですけれども、地域では大変苦勞しているという

ことをぜひご理解いただきたいということを申し上げました。そのような話をしたら、県教委では当然そのことは分かっている、予算の関係で今後も取り組んでいきたいとか、情報共有についてはオンラインによる情報交換の場をつくって、早くて確実に伝えていきたいということで、具体的には人材バンクの活用をもっと具体的にお願いをしたいというようなことをおっしゃっていました。

第3 議第26号 富士宮市立富士宮第一中学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の変更について (教育長)

それでは、議案の審議に入ります。

初めに、「日程第3、議第26号 富士宮市立富士見第一中学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の変更について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課長)

議第26号 富士宮市立富士見第一中学校屋内運動場耐震補強工事請負契約の変更について説明いたします。

本工事は、令和5年6月22日に契約締結いたしましたが、このたびバスケットゴール及び防球ネットの更新に伴う増額のため、契約変更をするものです。

変更前金額、2億1,494万円、変更後金額、2億4,575万1,000円となり、3,081万1,000円の増額となります。当初の計画では、つり下げ式バスケットゴール及び防球ネットを取り外した後、再取付けする予定でしたが、取り外した後、詳細に調査したところ、本体及び取付け部品に老朽化による劣化が見られたことから、安全面を考慮し、撤去後新設するものです。

以上、よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

変更理由がバスケットゴール及び防球ネットの更新などに伴う増で3,100万円、一般的に契約行為に対する変更増額とすれば、必ずしもその3,100万円のお金は大きいわけではないのですけれども、変更理由として、当初からバスケットゴールのつけ根の部分の老朽化が見えていなかったということが問題です。当初設計のときにそれは分かっているはずなのです。さらに言うと、調査が不足のまま発注しているということになります。だから、発注してから今回の変更契約に至るまでの間に、分解してみなければ分からないところがあったということを経験すべきです。当初、認識できなかったものが工事あるいは調査が進む中で明らかになりました。そのような理由で今回更新しますという書き方をしないとイケません。そういう意味では、口頭で今申しただけですが、変更理由のときにそういった要点をつかんだ一言を書いたほうが、恐らく議案は通りやすいのだらうと思いますので、これからはそのようにお願いします。

(教育総務課)

ありがとうございます。委員おっしゃるように天井から7メートル上に取付けをしているもので

すから、高所足場を組んで初めて発見ができるというところもございます。ただ、やはり変更の理由につきましては、分かりやすい表記に今後考えていきたいと思っております。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 26 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議第 26 号は原案のとおり可決されました。

第 4 議第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について

(教育長)

次に、「日程第 4、議第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(スポーツ振興課)

議第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第 244 条の 2 の第 3 項の規定により、富士宮市民テニスコート、富士宮市民体育館、富士宮市民プール、富士宮市スポーツ広場、富士宮市芝川体育施設を、富士宮市スポーツ協会・地域ステップアップサービスグループに、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間、指定管理として指定するものです。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(「なし」の声)

(教育長)

よろしいですか。質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 27 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議第 27 号は原案のとおり可決されました。

第 5 議第 28 号 公の施設の指定管理者の指定の変更について

(教育長)

次に、「日程第 5、議第 28 号 公の施設の指定管理者の指定の変更について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明を求めます。

(文化課)

それでは、議第 28 号 公の施設の指定管理者の指定の変更について説明させていただきます。

本件は、富士宮市民文化会館リニューアル事業に伴い、指定管理者の指定期間を令和 7 年 3 月 31 日まで延長するものです。

詳細につきましては、前回の委員会の中で説明させていただいておりますので、省略させていただきますが、市民文化会館が休館となります令和 6 年 4 月 1 日以降、これまでと違った業務内容を行いながら文化会館を利用して活動されてきた団体と協力し、学校、公民館などに出張しての活動を展開することとし、指定管理者の団体への支援についても充実させる予定です。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

この指定管理者の期間というのは、その都度議決されて、5 年ごとに更新されていくというのが原則だと思うのですが、それらは条例で決まっているのですか。

(文化課)

指定管理者の期間が 5 年というのは条例で決まっているわけではなく、こういった議決の中で 5 年間を指定するという形になります。今回は、5 年終了時、また継続しなければいけないものだから、その周期を延長したという形になります。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 28 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議第 28 号は原案のとおり可決されました。

第 6 議第 29 号 令和 5 年度 11 月補正予算について

(教育長)

次に、「日程第 6、議第 29 号 令和 5 年度 11 月補正予算について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(教育総務課)

議第 29 号 令和 5 年度 11 月補正予算についてご説明いたします。

初めに、歳入です。100 万円の増額補正となります。補正後の合計額は 18 億 2,051 万円となります。

続きまして、歳出です。下段の合計となります。2 億 196 万 2,000 円の増額補正です。補正額の合計額は 59 億 6,039 万 4,000 円となります。

なお、11 月補正予算につきましては、人件費の補正が主な内容となっておりますので、本定例会におきましては人件費以外の補正内容について説明させていただきます。

初めに、教育総務課です。歳入、18 款寄附金、教育費寄附金 100 万円の増額は、市民 1 人の方からの寄附によるものです。

歳出、総務費、財産管理費 2 億円の増額は、学校施設整備基金積立てによるものです。今回の補正額を加えますと、積立て総額約 21 億 2,000 万円となります。

小学校費、中学校費の学校管理費、校用備品費 50 万円の増額は、先ほどの 100 万円の寄附金を活用するものです。

なお、各課別の集計につきましては、資料を御参照ください。

以上、議第 29 号 令和 5 年度 11 月補正予算についての概要であります。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(教育委員)

社会教育課の歳出について、補正金額がマイナス 613 万円ということなのですが、先ほど人件費以外の部分を説明しているとのことで、この 613 万円の内容が分かりましたら教えてください。

(社会教育課)

こちら会計年度任用職員ではなく、正規職員の分の職員手当になります。人事異動で4月に異動した分の補正なのですが、去年までいた職員が年齢的に上で、今年度入った職員が若くなったというのが大体の理由でございます。

(教育委員)

なぜ質問したかといいますと、5,300万円強の金額に対して補正額が600万円強ということで非常に多かったものですから、例えば人が減ったので減額補正をすとか、あるいは予定した職員採用ができなかったからとか、様々な理由があると思ってお聞きしたのですが、大きな事柄があったのではなく、定期人事異動に伴う人の異動による手当が、特に人件費を基にした年齢による賃金の差がここに現れているということで、当然活動の上で問題が出ているというわけではないことが分かりました。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

それでは、質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第29号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

第7 議第30号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

(教育長)

次に、「日程第7、議第30号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

(学校給食センター)

議第30号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

本案は、学校薬剤師会代表が都合により辞退の申出があったため、富士宮市立学校給食センター条例施行規則第6条の規定に基づき、富士宮市立学校給食センター運営委員会委員を委嘱するもの

です。新委員は、第 5 号委員、そのほか教育委員会が必要と認める者、学校薬剤師会代表の 1 人です。

なお、任期は、前任者の在任期間である令和 5 年 11 月 21 日から令和 7 年 7 月 20 日までとなります。

また、議第 30 号資料として、富士宮市立学校給食センター運営委員会委員名簿を添付しましたので、御覧ください。次ページとなります。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

(教育長)

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

質疑なしと認めます。

質疑が終了しましたので、議第 30 号について採決をします。

本案は原案のとおりで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(教育長)

御異議なしと認めます。

よって、議第 30 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の定例会に付議された議案の審議は全て終了しました。

第 8 協議事項 令和 4 年度実施事業に係る富士宮市教育委員会の自己点検・評価について

(教育長)

次に、「日程第 8、令和 4 年度実施事業に係る富士宮市教育委員会の自己点検・評価について」を協議します。

協議に当たり、事務局の説明を求めます。

(教育総務課)

令和 4 年度実施事業に係る富士宮市教育委員会の自己点検・評価について説明をいたします。

7 月定例教育委員会にて説明させていただきました実施方針に基づき、事務局による自己点検を実施いたしました。令和 4 年度は、第 3 次富士宮市教育振興基本計画の期間が令和 4 年度から令和 8 年度までと初年度になります。今回、その重点施策を着実に推進するために前年度までの評価指標や評価方法を変更しております。

また、この点検評価を行うに当たり、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るために、3 人の教育事務点検評価委員の意見を聴取いたしました。本日は、自己点検評価シートと教育事務

点検評価委員の意見について協議をお願いするものです。

本日の協議結果を受け、最終的な点検及び評価報告書としてまとめさせていただき、教育委員会12月定例会に提出させていただきます。

説明は以上となります。よろしく願いをいたします。

(教育長)

それでは、説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見がありましたらお願いします。

(教育委員)

今回、評価方法を変えて分かりやすくしたということはおっしゃるとおりで、各委員の評価も高くていいと思います。それから、意見の中にも書かれていますけれども、第3次教育振興基本計画の1年目であるので、前年度との比較ができないということがあって、そこを工夫してほしいという意見も書かれておりました。私も比較するのにちょっと見にくいというのは感じたところです。

そういった中、確認をさせていただきたいのですが、地域とともにある学校の推進、つまりコミュニティ・スクールの設置についてですが、先ほどの部活動の問題と同じように大きな課題の一つです。第3次富士宮市教育振興基本計画の5年間でコミュニティ・スクールを全校に設置するという方針が記載されているのだと思いますが、令和4年度については45.7%で評価がCでした。つまり、令和5年、6年、7年までの進捗が今のペースで図られるかどうか、非常に厳しい状態なのではないかと思われまます。つまり、1年目はハードルが高いのでC評価でしたが、令和5年も恐らく変化がない状況だったと思います。コミュニティ・スクールもしくは地域学校協働本部を設置した学校についても評価をしていくということですが、令和5年度についても恐らく5割にいかないような状況だと私は考えていて、目標値が高いということを感じました。委員の意見でもありますが、目標値とか評価指標が二転三転するというのは必ずしもいいことではなく、十分な説明とそれから検討した上での変更ではないと混乱するのではないかという意見もあります。具体的には、次年度、芝富小学校と芝川中学校で具体的に一体的なコミュニティ・スクール研究を進めるということですので、令和5年度に若干数字は伸びてくるとは思いますが、いずれにしても、目標値と実際のずれが難しいので、私とすれば下方修正を早くしたほうがいいのではないかということを感じました。

それから、社会教育課の教育相談指導の推進についてです。評価指標に「学校復帰を目指す」と書いているのですが、どちらかというと、学校復帰よりも子供たちの居場所を確保するというようなことを各施策でうたっているでしょうし、報告などからもそのように受け取れるのですが、ここで学校復帰が指標ということが適切かどうかということについてお願いします。

また、図書館活動の推進の中で、スマートフォンを使って資料の貸出しができるということがあるのですが、どのような内容か教えてください。マイナンバーカードを図書館カードの代わりに使うということは承知しているのですが、それをどうやってスマホでやるのか疑問に思いました。

(学校教育課)

地域とともにある学校の評価の目標値に関する御指摘についてです。コミュニティ・スクールにつきましては、御承知のとおりコミュニティ・スクールのあり方検討委員会で具体的な準備を進めているところがございます。今年度、委員の皆様にも御確認していただいている規則を定めまして、

来年度、東小学校と芝川中学校での本部の設置準備を進めているところです。コミュニティ・スクールは委員会が指定をするという形になりますので、準備が整ったところから順次していきますので、委員おっしゃった少し数値が高いというところは学校教育課でも承知しているところです。

あわせて、地域学校協働本部と両方の設置についてですので、地域学校協働本部の設置も社会教育課のほうで併せて今進めてくださっていて、三中ではとてもいい活動ができているという報告も聞いています。目標値につきましては、また社会教育課と検討しながら少し調整をしていく必要があると思っておりますが、単に指定するのではなく、しっかりと準備が整ってコミュニティ・スクールの趣旨や目的が達成できるところから順次指定して、成果のある活動ができるように準備をしてまいります。

(社会教育課)

学校復帰が取組を進める上での課題というところであるのですけれども、おっしゃるとおり相談センターも昔と違いまして、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、自ら進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目標に運営しております。ただ、学校復帰を妨げるのではなく、学校に復帰したいという子供がいた場合に、1人1台端末やネットリテラシーなどの知識もないと戻るにもなかなか大変だということで、このような記載をしております。

(中央図書館)

スマートフォンでの貸出しについて御説明をいたします。

図書館のウェブページから利用者メニューに入ってください。そうすると、「バーコードを表示する」というボタンがありますので、そちらを押していただくとスマートフォンの画面に利用カードと同じバーコードが表示されます。それをかざしていただくとカードと同じように貸出しができるという仕組みになっております。

(教育委員)

目標を修正したということで、最初のページの変更点を読ませていただきました。その中で、学校図書館運営の充実という項目を見まして、その評価指標が年間で平均した際、学期1回以上実施した割合ということで変更になったことを非常によい指標であるなと感じました。

一方、今年度その指標について73.4%の実績があったということなのですが、取組を進める上での課題の中で、発達段階が上がるにつれてインターネットを利用した調べ学習が行われる傾向にあるということが書かれていました。将来的に情報教育がこれから進んでいくうちに、富士宮市の図書館や公民館、交流センターと学校が連動して資料がネット等でどこの図書館にどのような本があるのかということが連動して調べることができれば、子供たちの学びに比べられると考えます。郷土資料は富士宮市にしかないものはたくさんあるようですので、富士山学習等の充実、市民の知的好奇心に比べるためにも、図書館にあって学校にはない本ですとか、その逆もあるでしょうから、指標とは少し異なりますが、将来的にそういったつながりを持たせるお考えはあるのでしょうか。

(中央図書館)

市立図書館にある所蔵については全てデータ化をしておりますので、ホームページ上からどこの図書館に今所蔵していて、それが貸出しできる状態、貸出しを禁止した状態、貸出し中の状態とい

うことが分かるようになっております。ただ、学校図書館の本とそれをリンクさせるには、学校図書館の本がまだデータ化されておられませんので、それを図書館のほうに取り込むということは、現在できておりません。

(教育委員)

ここ数年では難しいかと思うのですが、将来的にそういった連携ができるような、情報をより瞬時に把握して学習が進んでいくようなことを考えることは先々あるのかなと思いつつ、期待をして質問させていただきました。また、委員の中で学校図書館が学童で利用できないかということが書いてあったのですが、そこまで管理がまた難しいということはあると思います。例えば、大宮小学校にはない本が富士根南小学校にあるということが分かれば、そこへ行ってまた子供たちが借りて学ぶことができます。非常に予算もかかるでしょうし、その作業は膨大になると思いますが、そういった図書館としての機能がより充実してくると、学びが深まっていくのかなと思います。今後、期待しておりますので、よろしく願いいたします。

(教育委員)

コミュニティ・スクールの件で、評価がCなのですけれども、Cというのは目標を下回ったということですね。おおむね60%以上80%未満、つまり目標値60%に対して45.7%というのが76%なのでCなのだという見方をすればいいですか。仮に100%に対して45.7%は、評価としては60%以下なのでDですね。つまり、目標値が60だから60に対しての45.7は76%なのでCだと見ればいいですか。

(教育総務課)

御指摘のとおりです。目標値を100として考えますので、それに対する割合ということで、例えば、コミュニティ・スクールに関して令和7年ですと100%が目標値ですので、80%行けば評価がBになります。今回は60%を100と考えて計算をしております。

(教育長)

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声)

(教育長)

ありがとうございました。

それでは、各委員からの意見を踏まえ、事務局において報告書の作成をお願いします。

以上で協議を終了します。

これをもちまして11月定例会を閉会します。お疲れさまでした。